

核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

発行所 NPO ピースデポ(平和資料協同組合)/PCDS(太平洋軍備撤廃運動:
法人 Pacific Campaign for Disarmament and Security)
〒223-0051 横浜市港北区箕輪町3 3 1 日吉グリーン102号
TEL:045-563-5101 FAX:045-563-9907 E-mail:office@peacedepot.org
http://www.peacedepot.org

編集責任者 梅林宏道 郵便振替 口座番号: 00250 1 41182 加入者名: 特定非営利活動法人ピースデポ

毎月2回1日、
15日に発行。

1996年4月23日第三種郵便物認可

149 01/10/15

¥200

テロを憎む小泉首相は なぜ核兵器を憎まないのか

9.11で核兵器使用の可能性は増大した

憂慮されていた「報復戦争」が始まった。国連は、米英の「開戦」を阻止できずに、個別的・集团的自衛権の行使として容認した。これは、将来に大きな問題を残すことになる。小泉首相は「テロを憎み、主体的にテロ根絶に立ち上がる」という。その思想はいかにも付け焼き刃である。核兵器の使用や威嚇ほど、テロの名にふさわしい行為はないことが、まだ国会では議論されない。

巨泉vs小泉

大橋巨泉と小泉首相の国会討論を聴いた(10月9日)。味のあるやり取りであったが、大橋議員に、もう一言、言って欲しかった場面があった。

巨泉 特攻隊員の心情を思って靖国に参拝した首相としては、世界貿易センターに突っ込んだパイロットの心情をどう思うか。

首相 想像を絶する。テロリストは、戦闘機ではなく旅客機をハイジャックして道連れにした。敵の兵器ではなく、何千人の普通の市民が働くビルを攻撃した。特

攻とまったく違う。想像を絶する。

次に、こう続けたらどうなっただろう。巨泉 では、一つの都市を、生きている人間全部まるごと、一瞬にして焼き尽くす爆弾を投下した者の心情を、首相は想像できるか。

3ページ右上へつづく→◆

9.11事態増大号

新法の論点

前田哲男・・・2

テロと核兵器・・・1,6

非軍事解決の道・・・4

資料

「開戦」後アナン声明
・・・5

資産凍結安保理決議
・・・4

テロ関連条約一覧・・・7

広島・長崎からブッシュへ
・・・8

テロ関係年表(9.21~10.5)
・・・8

米軍基地報道規制・・・9

新アジェンダが外相共同声明

米の単独行動主義を暗に批判

CTBT:会議日程は未定

軍縮問題を議論する国連第一委員会は、10月8日に開会した。ブッシュ政権が登場し、単独行動主義が濃厚になったなかで、初めて開かれる国連軍縮会議として注目される。9.11テロによって、国際協調を強いられている米国であるが、多国間軍縮協議について、路線が柔軟化したという兆候はまだない。

冒頭の8日に、新アジェンダ・イニシアチブカ国の外相は、共同コミュニケを発表した(全文は次号)。注目されるのは、名

指しこそしていないが、テロ根絶に協力を要請しながら軍縮で単独行動をとる米国を暗に批判し、「国際的な安全保障は、集团的な関与を必要とする集团的な関心事である」、「一方的核軍縮や二国間核軍縮の措置は、条約に基づく多国間の核軍縮へのアプローチを補完するものである」と強調した。

そして、米国がABM条約(対弾道ミサイル条約制限条約)を破棄、または改変し

6ページ右段下へつづく→◆

10月5日、政府はテロ対策特別措置法案を国会に提出した。正式名称は「平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法(案)」である。この法案の性格は対米支援新法である。

論
点
整
理

「対米支援新法」の問題点

(2001.10.4)

前田哲男

<前提>

1)米政府の対応には、国際法の観点から疑義がある。

国際法上の「戦争」とは、国家による戦争の意思表示が成立の前提条件であるとされる(開戦二開スル条約1907)。

しかし今回の事件はそのような要件を満たしておらず、「集団殺害」の犯罪とみなすべきであって「戦争」ではない。

国際法は、アメリカが準備しているかたちの「報復のための戦争」を認めていない(復讐の禁止)。したがって現在テロリストが攻撃を継続しているのではないかぎり、報復は認められない。(不戦条約1928、国連友好関係宣言1970、ヘルシンキ宣言1975)

国際法では、いかなる紛争にたいしても、まず「平和的解決への努力」を義務づけている。したがって、その努力がなされない段階での最後通告や攻撃開始は正当化されない。(国連憲章1945)

2)当然の帰結として、アメリカの軍事報復行動に同調する日本政府の対応も、条約国際法および国連憲章に違反する。

基本的外交政策からみた問題点

1)ブッシュ大統領は9月20日の議会演説において、「あらゆる兵器を使う」と宣言した。当然核兵器も含まれると解されるが、それに同調することは、たとえ自衛隊が直接核兵器の輸送・補給にあたりないにせよ、国としての非核政策の道義性と説得力を失墜させる。アメリカ政府に対し、日本の基本姿勢として核兵

器使用反対の意思を伝達すべきである。

2)政府は「我が国の措置について(9月19日 第5項目において、「米国に協力するパキスタン及びインドに対して緊急の経済支援を行う」ことを明らかにした。これは98年両国の核実験実施に際してとられた制裁措置を実質的に解除し、両国の核保有を是認することにつながる。執行を中止すべきである。

3)あまりに前のめりな対米軍事支援は、穏健派をふくむイスラム諸国の反発を招き、日本が1970年代以降維持してきた親アラブ外交にひびをいれる結果を招くのではないか。軍事行動の進展いかんでは、日本が「アラブ共同の敵」とみなされることも考えられる。アメリカと日本の対中東政策の違いをわきまえておく冷静さが必要である。

新法と憲法との関係

1)自衛隊の任務 - - 自衛隊法第3条は自衛隊の任務を「直接侵略及び間接侵略に対しわが国を防衛する」と規定する。この規定に触れないまま自衛隊部隊に国外任務を与えることは許されない。一方、この規定は、憲法第9条を受け「急迫不正の侵害」=侵略排除と「個別的自衛権」=国土防衛に限定した自衛隊の基本任務確認でありしたがって自衛隊法第3条に国外任務を付加すれば、憲法との整合性が失われる。憲法第9条、自衛隊法第3条のもとで新規立法が許容される余地はない。

2)集団的自衛権の禁止 - - 「アメリカの戦争」を、日本から1万キロ離れた遠隔地において自衛隊が支援・協力することは、歴代政府が堅持してきた自衛権

発動の要件に反し、個別的自衛権、専守防衛原則と相容れない行動となる。イービス艦をふくむ護衛艦のインド洋派遣や、将来あり得るかたちとしてAWACS(空中指揮管制機)がインド洋周辺に派遣され、その空中指揮機能により米軍のアフガニスタン攻撃作戦が展開することになると、たとえ殺傷をとまなわないにしても、それじたい武力行使とみなされる。

3)海外派兵の禁止 - - 新法において自衛隊の武装部隊が「医療・難民支援」の目的で「他国の領土・領海・領空」にはいることを容認される。たとえ「武力行使の目的をもたない」と主張しても、予想される米軍事行動の態様いかんでは、自衛隊部隊が「戦闘を強いられる」ことは十分にあり得る。ゲリラとの戦いに前方・後方の区別はありえず自動的に武力行使にいたらざるをえない。

4)交戦権の否認 - - 軍事組織が武器を使用する場合、政治の意図を反映させるためROE(交戦規則、部隊行動基準)を作成するのが通例である。日本国憲法は「国の交戦権はこれを認めない」と明記している。一方、自衛隊が米艦に対する護衛、派遣部隊への警備任務などの共同作戦に従事することになれば、交戦・応戦という事態も考慮しなければならず、侵略阻止用とは別次元のROE作成が不可欠となる。日本にたいする武力攻撃がない状態および国土外における「国の交戦権」に踏み込むことは、憲法第9条の明白な侵犯である。

5)武器の使用 - - 武器の使用が「武力行使」として認められるのは「防衛出動時の武力行使」(自衛隊法第88条)の場合のみである。国外における武器の使用は、PKO協立法においても、周辺事態法においても、正当防衛の範囲 - - 自己保存のための自然権的権利の枠内、すなわち「自己又は自己と共に当該職務に従事する者の姓名又は身体の防護のため」に限定されてきた。この原則を崩せば国外における武力行使の容認となる。

日米安全保障条約との関係

1)米軍との共同行動 - - 条約第5条は、「わが国の施政の下にある領域にた

◆◀ 1ページ右下からつづく

首相 テロと関係がない。巨泉 そうではない。首相は今回のテロの何に怒っているのか。何を憎むべきと考えているのか。それによって、何と戦うのかが決まる。目的が何であれ、人間が最低限守らなければならない約束ごとの一線がある。それを破ったことへの怒りではないのか。

核兵器への新たな恐怖

9.11以後、核兵器への恐怖の認識が新たになった。航空機による原発への体当たり攻撃という次元の問題も確かにある。しかし、問題はもっと本質的である。

テロの出口が狭められ、不満や憤懣が内部で膨張するとき、対抗手段は究極的な暴力へとエスカレートするだろう。9.11はその意味で、テロ暴力の水準のある本質的な一線が越えられたことを意味するように思われる。

一線が越えられたという感覚は、ペン

「いする武力攻撃」にのみ、共同行動を定めている。同第6条に、米軍の行動として「極東における国際の平和と安全の維持に寄与する」旨の規定があるが、これは基地使用に関してであり、自衛隊の行動とは関係しない。

2) 周辺事態法 - - この法律が「日本有事」が前提であり、法案審議中になされた議論と条文修正によって、これ以上の、またこれ以外の行動は憲法解釈上許されないことが確認されている。つい2年前確認された「憲法の限界」をべつの法律によって置き換えることは、到底認められることではない。

日本周辺地域においてさえ認められない対米支援が、中東・インド洋で可能だとする新法のもつ矛盾。

2年前の法案審議のさい、「歯止め」として提示された限界を、べつの法律によって乗り越えようとする政治的不誠実さ。

自衛隊法との関係

1) 防衛庁設置法にもとづく協力の問題点。

政府は米空母護衛のための自衛艦出動の根拠として、防衛庁設置法第5

タゴンの戦争プランナーのメンタリティーにも生まれただろう。冷戦時代、信じられないような究極の生き残り戦略を真面目に考案したプランナーがとりつかれていたのは、「悪魔の帝国」ソ連という観念であった。そのソ連の核兵器に打ち勝とうとした。いま、「悪魔のテロリスト」という観念が生まれた。そして、彼らの破壊力に核兵器をもって対抗する理論が生まれる土壌がいま作られたのである。つまり核を使うしきいは、9.11で低くなった。

存在する核兵器は使われる

こんにち、核物質さえ入手できれば、粗悪な核爆弾を作るのは簡単である。自爆覚悟の運搬者を想定すれば、爆弾装置はもっと容易に工作できる。

9.11以後、パキスタンの核物質と核兵器の警備が最重要問題である。内乱に発展した場合、防護を口実にした西側の介入を国際社会は許さだろう。しかし実際には、介入への反発からかえてテ

条20項の「所掌事務の遂行に必要な調査及び研究を行うこと」をあげている。しかし防衛庁設置法は、中央行政組織としての防衛庁の「事務にかんする」任務・権限をさだめた法律であり、実力部隊である自衛隊の部隊運用については別個に自衛隊法が存在する。したがって部隊運用のために防衛庁設置法を適用するのはまったくの筋違いである。

1980年「リムパック演習」に艦艇を参加させるさい、同21項の「所掌事務の遂行に必要な教育訓練を行うこと」が適用された前例がある。この手法が再現されたことになるが、今回は訓練・演習とはちがい現実の戦闘にいたる可能性もあるケースであり、このような手法が内閣によって行われたことは超法規的脱法行為といわざるをえない。

2) 自衛隊法の規定との矛盾。

第3条に規定された自衛隊の部隊行動における基本任務と明確に背反する。第100条「雑則」を濫用して既成事実の拡大をはかる「法の下克上」の問題点。

いま、何がなされるべきか

1) 「アメリカ対テロリズム」の枠組みで

ロリストに核が渡りやすくなる側面も生まれる。綱渡りの危機が、世界を覆う。

9.11の直後、アナン国連事務総長が、「核軍縮の重要性が増した」とIAEA(国際原子力機関)総会にメッセージを送ったのは、極めて適切であった。彼は、「核兵器の完全廃棄こそ、その使用や威嚇を阻止する唯一の絶対的な保証である」と的確に指摘している(6ページ参照)。

このテーマは、キャンベラ委員会が述べ、新アジェンダ声明が踏襲した世界の安全保障に関する基本的認識であることを指摘しておきたい。

「核兵器を永久に保有しつつ、偶発的にも決定によっても、それを使用しないことが可能である」という議論は、信頼性を欠く。唯一の完全な防御は、核兵器を除去し、核兵器が再び製造されないと保証することである。(新アジェンダ声明)

日本は、9.11を契機として、このことこそ世界に向かって議論すべきである。(梅林宏道)

なく、「国際社会対テロリズム」に移行すべきである。

2) 軍事報復が、際限ない暴力の応酬につながることを考え、国連と国際条約に立脚した「法の裁き」が追求されるべきである。そのような行為を裁く12の条約がすでに存在している事実を確認したい。(7ページ参照)

3) 同時に、これらに立脚した国際法廷がすでに開設されている事実も想起すべきである。

国連旧ユーゴスラビア国際裁判所(1993) - - 大量殺人、女子の抑留及び強姦、民族浄化。

国連ルワンダ国際犯罪法廷(1994) - - フツ族によるツチ族に対する虐殺。パナム機爆破特設法廷(2000~01.2) - - リビア人2被告人1人に終身刑宣告。

バルボト派虐殺特別法廷(2001)

4) 日本政府は、10月開催される国連総会に「テロリズムにたいする結集決議」をもとめ、証拠にもとづく犯行グループの特定と指名手配および支援勢力への引き渡し、国際法廷における裁判が実現するよう努力すべきである。

非軍事解決は可能である

- - 米英「開戦」を批判する - -

正当性欠く「自衛権」

10月7日、米国は英国とともに、アフガニスタンへの軍事行動を公然と開始した。

米英はこの軍事行動を、国連憲章が認める自衛権の行使だと主張している。アナン国連事務総長も、10月8日の声明でこれを追認した(5ページ)。

国際法は、自衛権の行使以外の「軍事報復」を禁じているが、米英の今回の武力行使は、「軍事報復」的性格を色濃く帯びている。自衛権の行使に必要な、(1)アフガニスタンが今回のテロ攻撃に対して責任を負うことの立証、(2)さらなる対米攻撃が計画されていることの立証、などの点は判然としないままである。今回の行動は、1988年に同じく自衛権の行使として米国が行ったアフガニスタンおよびスーダン爆撃と同様、国際法上の正当性を欠くと言える。

既存の条約

そもそも、テロ攻撃を、国家間の武力紛争を意味する国際法上の「戦争」と同列に扱うべきではない。テロ集団は国際法上の交戦団体の名に値しないのであり、テロ行為は「犯罪行為」として断罪されるべきである。

国際テロ犯罪を裁くためには、そのための法制度がきわめて重要である。

現在、12のテロ関連国際条約がある(7ページに一覧。英文では、国連薬物統制犯罪防止事務所(ウィーン)テロ予防局のホームページ<<http://www.undcp.org/terrorism.html>>参照)。これらの履行と強化は、9月20日のG8首脳声明でも強調された。これら既存の条約を活用することで、今回の紛争の平和的解決を追求することは可能である。

まず、米国政府は今回のテロ攻撃を犯罪行為とみなし、実行犯、指示者およ

び協力者の特定に努め、米国およびアフガニスタンが締結国となっているハーグ条約(7ページの)およびモンリオール条約(同)に基づき、容疑者所在国アフガニスタンに対して容疑者の訴追または引き渡しを要求することができる。そうすれば、タリバン政権が要求に応じない場合、米国側は両条約の規定に基づき国際司法裁判所へ紛争を付託できる(1当事国の要求により付託できる)。

また、米国政府は容疑者引き渡しに関してタリバン政権との交渉を拒否する構えを貫いているが、米英が名指しする容疑者を第三国オランダ(ハーグ)へ引渡すことにリビアが応じた1988年パンナム機爆破事件の前例もある(この例ではハーグで、当事国英スコットランドの司法が適用されている)。今回も、第三国への容疑者の引き渡しという選択肢があるはずだ。

さらに国連安保理は、決議827(1993年5月25日)に基づく旧ユーゴ戦犯法廷(在ハーグ)のような特別法廷を設置することができる。

しかし、これら非軍事的な紛争解決策は、早い段階で政治的に排除されてしま

安保理、テロ資産凍結を決議

前号で紹介した安保理決議1368(9月12日)は、安保理としての具体的な行動への権限を付与する内容ではなかった。

その後9月28日に安保理決議1373が採択された。この決議は、すべての国家に、国内のテロ関連資産を凍結することを義務づけ、資金供与を初めとするあらゆる形でのテロリスト支援を禁止している。この決議の履行状況を監視する委員会が設置され、グリーンストック英国大使が委員長に就い

た。各国は委員会に対して、90日以内に履行状況を報告することが義務づけられている。決議は、安保理が「この決議の完全履行を確保するためのすべての必要な措置をとることを決意している」と結んでおり、ある国のテロ支援の事実が認定された場合に安保理が対抗措置をとるための布石となっている。

10月8日に安保理は、オサマ・ビンラディンまたはアルカイダと関係があるとされる14組織と13個人のリスト(自身を含む)を公表している。

とも同様に、国際の平和と安全への脅威となることも再確認し、

決議1368(2001)で繰り返されているように、国連憲章によって認識されている個別的および集団的自衛の固有の権利を再確認し、

国連憲章にしたがって、テロ行為によってもたらされる国際の平和と安全への脅威と、すべての手段によって戦う必要性を再確認し、

不寛容および過激主義によって誘導されるテロ行為が世界のさまざまな地域で増大していることを深く憂慮し、

国家に対して、協力の増大や、テロに関係する関連国際諸条約の完全履行などを通し

て、テロ行為を予防し抑止するために緊急にともに作業することを呼びかけ、

国家が、領土内ですべての合法的手段を通じて、あらゆるテロ行為の資金供与および準備を予防し抑止するための追加的な措置をとって、国際協力を補足することの必要性を認識し、

すべての国家には、他の国家においてテロ行為を組織し、煽動し、援助しまたはテロ行為に参加することや、その領土内でテロ行為の実行に向けられた組織的活動を黙認することを、やめる義務があるとする、1970年10月の総会宣言(決議2625(XXV))によって総会が確立し、1998年8月13日の安保理決議1189(1998)によって安保理がくり返した原則を再確認し、

国連憲章第7章の下に行動し、

1. すべての国家が以下のことをすべきことを決定する。
 - (a) テロ行為への資金供与を予防し抑止すること。
 - (b) テロ行為を実行する目的で資金が利用されるとのつもりで、または資金がそのように利用されることを知りながら、国民によりまたは領土内で、直接または間接に、あらゆる手段によって、資金が意図的に供給または収集されることを、犯罪化すること。
 - (c) 次の者の資金、財政資産または経済資源を、遅滞なく凍結すること。 ; テロ行為を実行するまたは実行を試みる、またはテロ行為の実行に参加するないしこれを促進する個人。 ; そのような個人により直接また

決議1373(2001)

2001年9月28日、全会一致で採択。

安保理は、

1999年10月19日の安保理決議1269(1999)および2001年9月12日の決議1368(2001)を再確認し、

2001年9月11日にニューヨーク、ワシントンD.C.およびペンシルバニアで起きたテロ攻撃を無条件に非難することを再確認し、そして、すべてのそのような行為を予防する決意を表明し、

そのような行為が、いかなる国際テロ行為

い、顧みられていない。

将来の条約

12の既存の条約のほか、「核テロ防止条約」および「包括的テロ防止条約」(いずれも仮称)が国連総会第6委員会以前から交渉中である。今年の第6委員会での審議内容は、11月15日までに本会議に報告されることとなっている。

将来的には、こうした国際犯罪が、国際刑事裁判所(ICC)で裁かれるようになることが期待される。ただし、ICC規程(1998年7月17日採択)はまだ発効しておらず、規程発効後の犯罪にしか適用されないため、今回の事件を裁くことはできない。また、現状の規程はテロ行為を直接対象犯罪に明記していないという問題もある。「テロ行為の定義」をめぐって、正当な解放闘争はテロと区別すべきなどの議論が国際的に争われており、決着をみていない。

非軍事手段求める声

アナン国連事務総長が、10月8日の声明の中で、軍事行動追認と同時に、すべての国の参加、この問題の「すべて

の側面にとり組む」こと、あらゆる非軍事的手段の追求、など呼びかけていることに注目すべきである。国際テロ根絶を議題として行われた10月1日から5日までの国連総会本会議の討論の中では、(1)国連の下での解決、(2)確固たる

有罪証明の必要性、(3)貧困や占領などテロの原因の除去、などが少なからず指摘されている。こうした声の下、非軍事的手段の道をこれから切り開くことは、十分に可能なのである。(黒崎輝、川崎哲)

コフィ・アナン国連事務総長の声明

2001年10月8日午前、ニューヨーク国連本部にて発表。

9月11日の米国への攻撃のすぐ後に、安全保障理事会は、テロ行為によって引き起こされた国際の平和と安全への脅威とすべての手段をもって戦う決意を表明した。安保理はまた、国連憲章の下での個別的ないし集団的自衛の固有の権利を再確認した。関係国は、アフガニスタンにおける現在の軍事行動を、この文脈の下に位置づけている。

テロリズムをうち負かすために、私たちは、すべての国々の団結を保ち、また私たちの直面している災難のすべての側面にとり組むような、持続的な努力と幅広い戦略を必要としている。この大目的は、世界のすべての国家によって、協働しながら、また、政治的、法的、外交的および財政的手段を含む多くのさまざまな手段を使いな

がら、追求されなければならない。

アフガニスタンの民衆は、タリバン政権の行為について責任を負われるものではない。そして彼らは今、援助を絶対的に必要としている。国連は、彼らに人道的援助を与えるのにきわめて重要な役割を長く担ってきた。私は、我々が人道的作業をできるだけ早く強化することができるようになることを望んでいる。

同時にきわめて重要なことは、国際社会が今、アフガニスタン紛争の政治的な解決を促進するために今まで以上に強力にとり組むことである。国連は、すべてを代表する、多民族の、幅広い基礎をもつアフガン政府の創設を促進することに、積極的に関与している。(訳:ピースデポ)

は間接に支援されまたは管理されている主体。;そのような個人または主体に代わって、またはそれらに指揮されて、活動する個人または主体。これには、そのような個人および関係する個人および主体により直接または間接に支援されまたは管理されている財産に由来する、またはそれによって発生した資金を含む。

- (d) 国民ないし領土内のあらゆる個人または主体が、テロ行為を実行するまたは実行を試みるまたはテロ行為の実行を促進するないしこれに参加する個人、あるいはそのような個人により直接または間接に支援されまたは管理されている主体の、あるいはそのような個人に代わってまたはそれらに指揮されて活動する個人または主体の、利益に、直接または間接に、利用可能なあらゆる資金、財政資産、経済資源、または財政的または他の関連するサービスを作ることを禁止すること。

2 また、すべての国家が以下のことをすべきことを決定する。

- (a) テロ・グループのメンバーの新規参加を抑制したり、テロリストへの武器の供給を除去したりすることなどによって、テロ行為に関与する主体また個人への、能動的または受動的な、あらゆる形での支援を、供給することをやめること。
- (b) 情報交換によって、他の国家へ早期警戒を供給することなどによって、テロ行為実行を予防するための必要な措置をとること。
- (c) テロ行為の資金を供与し、テロ行為を計

画し、支援または実行し、または安全な避難地を供給する者たちに、安全な避難地を与えないこと。

- (d) テロ行為の資金を供与し、テロ行為を計画し、促進しまたは実行する者たちが、それぞれの領土を、他の国家やその市民に反する目的で、利用することを防ぐこと。
 - (e) テロ行為の資金を供与し、テロ行為を計画し、準備しまたは実行することに参加するすべての個人、またはテロ行為を支援することに参加するすべての個人が、法に照らして処断されることを保証し、また、彼らに対するすべての他の措置に加えて、そのようなテロ行為が国内の法律および法規への重大な侵犯と見なされ、また、その処罰がそのようなテロ行為の重大性を適切に反映することを保証すること。
 - (f) 領地において手続きに必要な証拠を得ることを援助することを含めて、テロ行為への資金供与またはテロ行為の支援に関連する、刑事捜査または刑事手続きとの関係における最大の援助措置を、互いに提供すること。
 - (g) 効果的な国境管理および身分証書や旅行書類の発行規制によって、また、身分証書や旅行書類の模造、偽造または不正使用を防ぐための措置を通じて、テロリストやテロ・グループの移動を防ぐこと。
3. すべての国家に以下のことを呼びかける。
- (a) どのわけ以下のことに関する、活動中の情報の交換を強化し加速する方法を見つけること。;テロリスト個人またはネットワークの行動および移動。;偽造または変造さ

れた旅行書類。;武器、弾薬または過敏物質の移送。;テロ・グループによる通信技術の使用。;テロ・グループによる大量破壊兵器の保有によってもたらされる脅威。

- (b) 国際および国内法にしたがって情報を交換し、テロ行為の実行を防ぐ行政および司法上の事項について協力すること。
- (c) テロ攻撃を予防し抑止し、そのような行為の実行者に対する行動をとるために、二国間および多国間の協約および協定を通じて、協力すること。
- (d) 1999年12月9日のテロ資金供与禁止国際条約を含む、テロ関連の国際諸条約および諸議定書に、できる限り早期に加盟すること。
- (e) 協力を増大して、テロに関係する関連国際諸条約および諸議定書および、安保理決議1269(1999)と1368(2001)を完全履行すること。
- (f) 国際人権基準を含む国家的および国際的法律の関連規定にしたがいながら、難民の地位を与える前に、庇護を求める者が、テロ行為の実行を計画し、促進し、またはテロ行為の実行に参加していないことを保証する目的の適切な措置をとること。
- (g) 国際法にしたがいながら、難民の地位が、テロ行為の実行者、組織者および促進者によって濫用されないことを保証すること。また、政治的動機の主張が、テロ疑惑者の引き渡し要求を拒む理由として

6ページ左下へつづく→◆

テロリズムと核軍縮に関する 国連の諸声明

3ページ上段の記事参照)

a) コフィ・アナン事務総長

事務総長は、2001年9月17日の国際原子力機関 (IAEA) の会議で、核軍縮における前進は米国におけるテロ攻撃の後、さらにその重要性を増した、と述べる。

国連事務総長コフィ・アナンは、9月17日の第45回IAEA総会に向けたメッセージの中で次のように語った:

「核不拡散と核軍縮の分野での前進は、先週の米国への非道極まりないテロリストによる攻撃を受け、今まで以上に重要なものとなった。昨年、核不拡散条約 (NPT) 締約国は、この挑戦は中途半端な手段では打ち勝つことができないものであると合意した。実際、締約国は、『核兵器の完全廃棄こそ、その使用や威嚇を阻止する唯一の絶対的な保証である』と結論づけた。

残念なことに、核不拡散、核軍縮または核削減を目的とした幾つかの重要な条約が、今だ発効待ちの状態である。国際社会が、すでに行われている契約を履行するための努力を継続し、核軍縮を出来るだけ早急に達成するための方法と手段を、さらに特定することがきわめて重要である。

将来を見すえれば、核物質の物理的な防

護の水準を上げ、核物質や他の放射性物質の不法取引を摘発し対応する能力を改善し、テロや破壊行為に対する施設の防護を高めるために、広い国際的な協力が不可欠であることは明白である。もう一つ根本的に重要な問題は、世界中で核の安全性を高めることである。」

b) ジャヤンタ・ダナパラ国連事務次長

2001年9月19日水曜日

9月19日、国連高官、テロ攻撃は核軍縮の必要性を高めると語る。

国連の軍縮担当最高責任者によれば、9月11日に起きたテロリストによる米国への攻撃は、世界中の保有核兵器を削減する必要性を強調するものである。

「この状況は、実際よりもっとひどいものになっていたかも知れない、という事実に、私たちは気づく必要があります。...たとえば、あのテロリストたちが大量破壊兵器を使ったとしたら、と考えてみて下さい。」

国連事務次長ジャヤンタ・ダナパラは、収録が行われたばかりのテレビ番組「ワール

ド・クロニクル」での記者の質問に答えてこう述べた。国連テレビ制作のこの30分の円卓会議番組は来週放送局に配給される。

「我々はテロリストの手に渡る可能性のある大量破壊兵器を削減しなければなりません」とダナパラ氏は語った。「我々はテロリストたちに、現時点で彼らが持っている以上の道具を与えたくないのです。」

事務次長は、また、「規範を設定し、我々、文明社会に、それらの法の名において行動する倫理的権利を与える」ような国際的な反テロ条約の重要性を強調した。

ダナパラ氏は、破壊的なテロ攻撃に対してどう対応して、国連憲章は武力の行使を排除してはいないと述べた。「我々は、武器の存在しない、理想的なユートピア的世界の話をしているのではない」と、彼は第7章で国際的な平和と安全保障という集団的な利益を守る権利が論じられており51条では各国の自衛権について書かれていることを指摘しながら、国連憲章の考え方を語った。「これら両方に、使うべき武器が明らかに必要となる。」

「明らかに、これは安全保障理事会が理想的には検討すべき問題である」と彼は強調した。「もしこのテロという卑劣な行為の責任者、あるいは責任者たちが確定できれば、行動がとられることになるであろう。」(「PNNDレポート1」より。訳:ピースデポ)

◆◀ 5ページ右下からつづく

認められないことを保証すること。

4 国際テロと、多国籍組織犯罪、不法麻薬、資金浄化、不法武器売買、および、核、化学、生物およびその他の潜在的致死性物質の不法移動との密接な関係を、憂慮をもって留意する。また、この意味において、国際的な安全への重大な挑戦と脅威への世界的な対応を強化する目的で、国家的、準地域的、地域的および国際的レベルにおける努力の調整を強化する必要性を強調する。

5 テロの行為、手段および実践は、国連の目的および原則に反することを宣言する。また、故意に、テロ行為に資金供与し、テロ行為を計画しまたは煽動することもまた、国連の目的および原則に反することを宣言する。

6 安保理暫定運営規則28にしたがい、適切な専門家の援助を得て、この決議の履行を監視する、安保理の全参加国からなる、安保理の委員会を、設立することを決定する。そして、すべての国家に対して、この決議の採択の日から90日以内に、そしてそれ以降はこの委員会によって提案される時間枠にしたがって、各国がこの決議を履行するためにとった措置について、この委員会に報告することを呼びかける。

7 この委員会に、この決議の採択から30日以内に、その任務を描写し、作業プログラムを提出すること、および、事務総長と協議して、委員会が必要とする支援について検討

することを、指示する。

8 憲章の下での責任にしたがって、この決議の完全履行を保証するためのすべての必要な措置をとることを決意していることを、表明する。

9 この事項への関与を維持することを決定する。(訳:川崎哲)

未臨界実験

「オーボエ8」実施

米エネルギー省 (DOE) は、9月26日、通算14回目の未臨界実験「オーボエ8」を実施した。ネバダ地下核実験場のU1-A地区、地下約300メートルの再利用可能な特製の小部屋で行われた。

13回目の実験は、2000年12月14日の「オーボエ6」であった。「オーボエ8」は、ローレンス・リバモア国立研究所の一連の実験「オーボエ」シリーズの最後に位置づけられている実験であるが、その間の「オーボエ7」は技術的なトラブルがあり、まだ実施されていない。

「オーボエ」後は、ロスアラモス国立研究所の未臨界実験が、12~18カ月おきに行われるという。

◆◀ 1ページ右下からつづく

た新しい枠組みを推進しようとしていることに対して明確に反対し、ABMが戦略兵器削減の基礎であると確認した。

またコミュニケは、国連決議に触れずに、「2002年に始まる来るべきNPT再検討過程の文脈において新アジェンダ・イニシャチブを追求することが優先課題である」と述べた。これは、今年新アジェンダは国連決議を出さないことを意味しているとも解される。

いっぽう、日本政府は、9月25日の佐藤行雄国連大使の総会演説で、「核兵器のない世界への具体的な道筋」を示す決議を提案すると明言した。私たちは、日本政府がCTBT(包括的核実験禁止条約)の2003年発効期限を含む内容を堅持するよう、改めて強く要求したい。日本政府の場合、新アジェンダより先強く打ち出している、CTBTとFMCT(カットオフ条約)の期限の提案だけでも継続し、国際世論の受け皿となるべきである。

なお、9月25~27日にニューヨークで予定されていた、CTBT発効促進会議はテロ事件のため延期され、開催の日取りは未定である。(梅林宏道)

テロ関連国際条約一覧

条約名	作成日 発効日	日本の署名日 批准日	米国の署名日 批准日
航空機内で行われた犯罪その他ある種の行為に関する条約（東京条約）	1963.9.14(作成) 1969.12.4(発効)	1963.9.14(署名) 1970.5.26(批准)	1963.9.14(署名) 1969.9.5(批准)
航空機の不法な奪取の防止に関する条約（ハーグ条約）	1970.12.16(作成) 1971.10.14(発効)	1970.12.16(署名) 1971.4.19(批准)	1970.12.16(署名) 1971.9.14(批准)
民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約（モントリオール条約）	1971.9.23(作成) 1973.1.26(発効)	1974.6.12(加入)	1971.9.23(署名) 1972.11.1(批准)
国際的に保護される者(外交官を含む。)に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約	1973.12.14(作成) 1977.2.20(発効)	1987.6.8(加入)	1973.12.28(署名) 1976.10.26(批准)
人質をとる行為に関する国際条約（人質条約）	1979.12.17(作成) 1983.6.3(発効)	1980.12.22(署名) 1987.6.8(批准)	1979.12.21(署名) 1984.12.7(批准)
核物質の防護に関する条約（核物質条約）	1980.3.3(作成) 1987.2.8(発効)	1988.10.28(加入)	1980.3.3(署名) 1982.12.13(批准)
1971年9月23日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約を補足する国際民間航空に使用される空港における不法な暴力行為の防止に関する議定書	1988.2.24(作成) 1989.8.6(発効)	1998.4.24(加入)	1988.2.24(署名) 1994.10.19(批准)
海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約	1988.3.10(作成) 1992.3.1(発効)	1988.3.10(署名) 1998.4.24(加入)	締結済み
大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法な行為の防止に関する議定書	1988.3.10(作成) 1992.3.1(発効)	1998.4.24(加入)	締結済み
可塑性爆薬の探知のための識別措置に関する条約	1991.3.1(作成) 1998.6.21(発効)	1997.9.26(加入)	1991.3.1(署名) 1997.4.9(批准)
テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約(仮称)	1997.12.15(作成) 2001.5.23(発効)	1998.4.17(署名) 未締結	1998.1.12(署名) 未締結
テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約(仮称)	1999.12.9(作成) 未発効	未署名	2000.1.10(署名) 未締結

航空機内の安全に影響を及ぼす行為に適用され、航空機の安全を守るために必要なときには合理的な措置を講じる権限を機長に認める。

飛行中の航空機内における暴力、暴力による威嚇その他の威嚇手段を用いて航空機を不法に奪取しまたは管理する行為(未遂・加担行為を含む)を犯罪行為と規定し、「**厳重な処罰**」を約束する。飛行中の航空機の安全を損なうおそれのある、航空機内の人に対する暴力行為、業務中の航空機の破壊・加害行為、損害を与える措置・物質を置く行為、航空施設の破壊・運用を妨害する行為、虚偽情報の通報(未遂・加担行為を含む)を犯罪とし、**厳重に処罰**。

(a)国家元首、政府首長、外務大臣、(b)国家の代表者・公務員または政府間国際組織の職員・代理人で、国際法により身体・自由・尊厳に対する攻撃からの特別の保護を受ける権利を有しているものを「**国際的に保護される者**」といい、これらの人々の殺害、誘拐、身体・自由に対する攻撃や、その身体・自由を危くする公館・個人的住居または輸送手段に対する暴力的攻撃などを、各締約国が犯罪とすることを規定する。

犯罪行使者が、人質を逮捕・監禁し、かつ、脅迫して、第三者にある行為を行うことまたは行わないことを強要することを「**人質行為**」とし、国内法上の犯罪として処罰することができる規定を設けるよう締約国に義務づける。

国際的核輸送中の平和的目的の核物質に対する犯罪を扱い、領域内または自国向けもしくは自国から輸送中の船舶・航空機上において行われた核物質の窃取、強取、横領、詐取する故意の行為等を、国内法上の可罰犯罪とすると規定する。

モントリオール条約(上記)の規定を国際民間航空に利用される空港におけるテロ行為を包含するように拡大。

国際航空に対する行為に適用される法制度と類似した、国際海洋航行に対する不法な行為に適用される法制度を確立。

国際航空に対する行為に適用される法制度と類似した、大陸棚に所在する固定プラットフォームに対する不法な行為に適用される法制度を確立。

探知できない可塑性爆薬の使用を管理・制限することを目的とし、自国領域における「無標識」可塑性爆薬(条約の技術付属文書に記載された探知作用薬剤を一種類も含んでいない爆薬)の効果的な管理を締約国に義務づける。

人間の殺傷、また公共の場所の破壊を意図して、様々に定義される公共の場所の中で(に対して)不法かつ意図的に爆薬その他の致死装置を使用することに対する普遍的管轄権制度を創設。麻薬取引や銃砲の密輸入のような不法活動にも従事しているテロリストへの資金供与を防止し、妨害措置を講じることが締約国に義務づける。(下段の注は黒崎輝による)

米同時多発テロ年表 2001 9 21 ~ 2001 .10 5 (日付は現地時間)

AIP = アフガン・イスラム通信 / DOD = 国防総省 / EU = 欧州連合 / NATO = 北大西洋条約機構 / NT = ニューヨーク・タイムズ / UAE = アラブ首長国連邦 / WB = ホワイト・ビーチ / WP = ワシントン・ポスト

米国	日本	在日米軍	世界
9 / 21			
9 / 22	22 首相が「テロ対策担当省(仮称)の新設を検討中と政府筋。	21 米空母キティホーク、横須賀基地出港。海自の護衛艦2隻(「しらね」「あまぎり」)などが周辺警備。カッシングとゲアリーも。 22 強襲揚陸艦エセックス、佐世保港を出港。海自の護衛艦はるゆきが直接護衛。 神奈川陸軍キャンプ座間所属UH60型ヘリ二機が飛行訓練。EP3E電子収集機一機が嘉手納空港を出発。陸軍貯油施設に米軍給油船モンタークが沖合停泊。海自の小型艇が護衛した。	21 タリバン・ザイーフ駐パ大使、ビンラディンの引渡し拒否を繰り返す。EU、緊急首脳会議で報復に参加準備合意。 22 UAE、対タリバン断交決定。
9 / 23	23 防衛庁、イージス艦を含む艦隊を27日にも佐世保からインド洋に派遣する方針。 政府、「テロ対策担当大使」ポスト新設の方針を決定。	23 嘉手納基地でMC130がトラブルを起こし緊急着陸したもよう。	24 ビンラディン、パキスタンに聖戦呼びかける声明を発表、とカタルの衛星テレビが報道。 ロ・ブーチン大統領、5項目の対応策発表、直接武力行使不参加。
9 / 24	25 首相、ブッシュ大統領と会談。資金源の断絶、情報の共有、自衛隊派遣新法など。 海自佐世保基地、食料品、弾薬等のイージス艦「こんごう」への積み込み開始。	24 金武町の在沖海兵隊訓練場で特殊作戦任務を帯びた上陸訓練を初確認。 嘉手納飛行場での戦闘機の動きが活発化。	24 ビンラディン、パキスタンに聖戦呼びかける声明を発表、とカタルの衛星テレビが報道。 ロ・ブーチン大統領、5項目の対応策発表、直接武力行使不参加。
9 / 25	26 海自佐世保基地、弾薬等の護衛艦「くらま」への積み込み開始。	25 キャンプ座間ゲート、米兵が基地外に銃口を向け機関銃を構える。	25 中国・独首相、電話会談。協力強化で一致。 サウジ、対タリバン断交発表。 オマル師、米国民に向け「抑圧への復讐」と主張、とAIP。 G7財務相、電話会談でテロ関係資産の凍結で基本合意。
9 / 27	27 首相所信表明演説。自衛隊派遣など7項目の支援策実施を改めて強調。 杉浦外務副大臣、ムシャラフ大統領に対日債務の返済繰り延べを表明。	27 戒厳態勢の在沖基地で、通過する日本の緊急車両をチェックすると消防本部に通知されていた。	28 安保理、米提出のテロ資金根絶決議1373を全会一致で採択。 オマル師、ビンラディン氏引渡し拒否を再度強調。 タリバン、英女性記者を逮捕、とAIP。
9 / 28	29 警視庁、重要施設の警備強化方針を発表。		1 国連総会のテロ問題集中会議が開幕。アナン事務総長、兵器の包括的管理を提唱。 亡命中のアフガン元国王と「北部同盟」、国家統一への声明発表。
9 / 29	30 高村元外相、首相の特使としてサウジアラビア、イランへ出発。	30 空母キティホーク、横須賀基地に帰る。カーチスウィルバーも帰港。給油艦ラバハノック寄港。弾薬船フロント出港。	2 NATO、ビンラディンのテロへの関与が立証されたとして集団的自衛権を正式発動。 イラン国防相・ロシア外相会談。 イランは国連の枠内でテロ拠点攻撃支持。 アナン事務総長、現行決議で軍事報復が可能と表明、ABCテレビ。 タリバン・ザイーフ大使、米国に対話を呼びかけ。 英ブレア首相、米とともに軍事力行使準備と表明。
9 / 30	2 柳井駐米大使、ビンラディン関与の証拠が米政府から日本に開示されていたと発表。 3 パウエル国務長官が記者会見で、「タリバン後」のアフガン再建への日本の支援に期待を表明。 4 日・ロ首脳電話会談。米同時テロに対し国連などを通じてG8が緊密に連携することで一致。 5 官房長官、自衛隊の携行する武器について、政府の「武器輸出3原則」の対象外と談話。 アーミテージ国務副長官、「旗見せる」発言は、全面協力の態度決定を日本に求めたとの考えを示す。 政府、テロ対策特措法案、自衛隊法改正案閣議決定、国会提出。 難民援助で空自輸送機が小牧基地からパキスタンに派遣。 厚労省、「バイオテロ」対策を全国に指示。 首相、衆院予算委で、新法成立前にはイージス艦等自衛艦を派遣しないと発言。		1 国連総会のテロ問題集中会議が開幕。アナン事務総長、兵器の包括的管理を提唱。 亡命中のアフガン元国王と「北部同盟」、国家統一への声明発表。
10 / 1	2 柳井駐米大使、ビンラディン関与の証拠が米政府から日本に開示されていたと発表。	1 空母キティホーク、横須賀基地を再出港。海上保安本部が特殊部隊や巡視船で警備。 攻撃型原潜プレマートン、佐世保基地を出港。	2 NATO、ビンラディンのテロへの関与が立証されたとして集団的自衛権を正式発動。 イラン国防相・ロシア外相会談。 イランは国連の枠内でテロ拠点攻撃支持。 アナン事務総長、現行決議で軍事報復が可能と表明、ABCテレビ。 タリバン・ザイーフ大使、米国に対話を呼びかけ。 英ブレア首相、米とともに軍事力行使準備と表明。
10 / 2	3 パウエル国務長官が記者会見で、「タリバン後」のアフガン再建への日本の支援に期待を表明。	2 キティホーク所属のFA18ホーネット6機が嘉手納基地に飛来。 佐世保を強襲揚陸艦エセックスなどが出港。	2 NATO、ビンラディンのテロへの関与が立証されたとして集団的自衛権を正式発動。 イラン国防相・ロシア外相会談。 イランは国連の枠内でテロ拠点攻撃支持。 アナン事務総長、現行決議で軍事報復が可能と表明、ABCテレビ。 タリバン・ザイーフ大使、米国に対話を呼びかけ。 英ブレア首相、米とともに軍事力行使準備と表明。
10 / 3	4 日・ロ首脳電話会談。米同時テロに対し国連などを通じてG8が緊密に連携することで一致。 5 官房長官、自衛隊の携行する武器について、政府の「武器輸出3原則」の対象外と談話。 アーミテージ国務副長官、「旗見せる」発言は、全面協力の態度決定を日本に求めたとの考えを示す。 政府、テロ対策特措法案、自衛隊法改正案閣議決定、国会提出。 難民援助で空自輸送機が小牧基地からパキスタンに派遣。 厚労省、「バイオテロ」対策を全国に指示。 首相、衆院予算委で、新法成立前にはイージス艦等自衛艦を派遣しないと発言。	1 空母キティホーク、横須賀基地を再出港。海上保安本部が特殊部隊や巡視船で警備。 攻撃型原潜プレマートン、佐世保基地を出港。	2 NATO、ビンラディンのテロへの関与が立証されたとして集団的自衛権を正式発動。 イラン国防相・ロシア外相会談。 イランは国連の枠内でテロ拠点攻撃支持。 アナン事務総長、現行決議で軍事報復が可能と表明、ABCテレビ。 タリバン・ザイーフ大使、米国に対話を呼びかけ。 英ブレア首相、米とともに軍事力行使準備と表明。
10 / 4	4 日・ロ首脳電話会談。米同時テロに対し国連などを通じてG8が緊密に連携することで一致。 5 官房長官、自衛隊の携行する武器について、政府の「武器輸出3原則」の対象外と談話。 アーミテージ国務副長官、「旗見せる」発言は、全面協力の態度決定を日本に求めたとの考えを示す。 政府、テロ対策特措法案、自衛隊法改正案閣議決定、国会提出。 難民援助で空自輸送機が小牧基地からパキスタンに派遣。 厚労省、「バイオテロ」対策を全国に指示。 首相、衆院予算委で、新法成立前にはイージス艦等自衛艦を派遣しないと発言。	2 キティホーク所属のFA18ホーネット6機が嘉手納基地に飛来。 佐世保を強襲揚陸艦エセックスなどが出港。	4 イスラエル発のシベリア航空旅客機が黒海上空で爆発、墜落。 5 米国防長官、ウズベキスタン大統領と会談。人道目的に限定した同国空港使用の容認を得る。 米国務長官、トルコ首脳と会談。トルコ、軍事行動全面支援を約束。 英・パ首脳会談。パはタリバンのテロ関与の証拠受け入れ表明。 旅客機墜落事故、ウクライナが誤射の可能性認める。
10 / 5	4 WBにミサイル・フリゲート艦バンデグリフト、ドック型揚陸艦フォート・マクヘンリー、掃海艦ガーディアン、掃海艦パトリオット入港。 5 国土交通省、米軍の要請受け、在沖米軍5施設上空でのヘリの飛行自粛要請求める航空情報出す。 エセックス、WBに入港。	4 WBにミサイル・フリゲート艦バンデグリフト、ドック型揚陸艦フォート・マクヘンリー、掃海艦ガーディアン、掃海艦パトリオット入港。 5 国土交通省、米軍の要請受け、在沖米軍5施設上空でのヘリの飛行自粛要請求める航空情報出す。 エセックス、WBに入港。	4 イスラエル発のシベリア航空旅客機が黒海上空で爆発、墜落。 5 米国防長官、ウズベキスタン大統領と会談。人道目的に限定した同国空港使用の容認を得る。 米国務長官、トルコ首脳と会談。トルコ、軍事行動全面支援を約束。 英・パ首脳会談。パはタリバンのテロ関与の証拠受け入れ表明。 旅客機墜落事故、ウクライナが誤射の可能性認める。

CTBT(包括的核実験禁止条約)に関する意見書

核兵器廃絶への道が揺らいでいる。

日本政府の姿勢が問われるふたつの問題が起きている。「核兵器廃絶への明確な約束」を昨年のNPT(核不拡散条約)再検討会議が採択したことを受けて、日本政府は昨年の国連総会でオーストラリア政府と共同で「核兵器廃絶への道程」と名づけた決議案を提出して圧倒的な賛成を得た。この決議案の大きな意義としてあげられるのは、CTBTの条約発効の目標を2003年として初めて期限を画したことであった。小泉首相も今年の広島・長崎での平和祈念式典で多くの被爆者を含む市民の前で、CTBT発効促進のために全力で取り組むことを約束している。

しかし今年8月、本年の国連決議についてNGO団体と協議した外務省の担当者は、アメリカ政府の最近の動向に沿わないという理由でこの目標期限を明示しない意向であることを表明した。このことは、日本政府の核兵器廃絶への取り組みの後退を意味する。本年度わが国が国連総会に提

出する決議案がそのような内容になるなら、昨年の決議に賛成した諸国の反発を招くことになるだろう。

もうひとつはアメリカの水爆における爆発現象(核融合)の研究を行い、核兵器に関する専門家集団と新しい核弾頭を設計し、製造する能力を維持することを目的として建設中の「国立点火施設(NIF)」に、日本の光学ガラス最大手メーカー「HOYA」の米国現地法人が主要部品を納入していることだ。CTBTをすでに批准している日本の企業がこのような核兵器用施設に協力することは「核兵器の開発及び質的改善を抑制し、並びに高度な新型核兵器の開発を終了させる」というこの条約の主要な目的の精神に明確に反する。ブッシュ政権は前政権の政策を踏襲せずCTBTの批准に後ろ向きな態度だが、もしこの施設(NIF)完成後にアメリカ政府が核実験を再開すれば、日本はCTBTの違反国となる。HOYAは広島・長崎市長や被爆

者団体の抗議で一時はこのレーザー増幅用の特殊ガラスの納品を見合わせたが、この3月から再開すると発表して、その後は反核団体の抗議も受け付けられない態度を明確にした。被爆国日本の企業として許されることではない。

よって調布市議会は、以下の事項を政府・外務省に要求するものである。

- 1 外務省はCTBTの早期発効に対する態度を後退させることなく、本年度以降も世界に向けて明確に約束した2003年発効という目標期限を堅持し、アメリカ政府ははじめ諸外国への働きかけを続けること。
- 2 米国現地法人とはいえ、本社を日本に持つ企業が核兵器開発の協力を行うことは許されない。HOYAに対し、外務省は適切な指導を行い、「国立点火施設(NIF)」への部品納入をやめさせること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する

平成13年9月28日

調布市議会議長 鈴木正昭

提出先 内閣総理大臣 外務大臣

在日米軍司令部による報道自粛要請

米同時テロ発生以来、ペンタゴン(米国防総省)は、米軍の動きに関する機密保持の必要性を繰り返し訴えてきた。これを受け、10月3日には、在日米軍司令部によって、国内の報道機関と海外通信社などに対して、テロ報復作戦関連の米軍部隊の動きや基地の警戒態勢の詳細についての報道自粛が要請された。戦争のときほど、市民にとって情報操作に警戒しなければならぬときはない。以下は実際に報道関係者に配布された英文ガイドラインの全文のピースデポ訳である。

多くの軍が基地ゲートからセキュリティー・レベル表示を撤去している。レベルについてのレポートは必要か?(討論)

ゲート内に見えるセキュリティー措置についての報道を差し控えて欲しい。

家族

軍人は作戦上の機密指定事項(展開場所、移動日時等)を家族に知らせないことになっている。

我々は部隊の移動、帰還日程についての家族による噂を確認しない。

部隊の家族が、肉親の配備場所について話すということは起こり得る。

メディアが流さないでほしい。

世界のどの地域に展開中かという情報のみ確認が可能。

配偶者インタビュー

軍の仕事は軍人の不在時に家族の安全を守ることである。

家族はテロリストの「関心の的」にならない。

その目的は展開地についてのデータを家族から奪うことである。

姓ではなく名のみを使用(望ましい)、または1つの識別情報を除く(配偶者の部隊名、出身地等)。

国防総省の新広報ガイドライン

作戦上の安全を最重要事項とする。情報提供と作戦上の安全保護との間でバランスをとる。

慎重すぎるほどの注意が必要である。それでも一般市民への情報提供が皆さんの職務であると認識している。

テロリストは、彼らの情報の多くを機密指定されていない情報源から得るものである(インターネット、テレビ、新聞)。

許可可能事項

地域の上級司令官、下級兵士、その中間の人員のインタビュー

出発する部隊へのメディアの随行
セキュリティー・レベル強化の確認

一般市民にも明らかな部隊移動の確

認

配備命令の受領の確認
通常に計画されている訓練に関するメディア活動

禁止事項

下記に関する情報の公開またはコメント:

現在および将来の作戦
現在の任務能力の概要
配備部隊の具体的な場所、任務
部隊防護レベル、具体的に取られている措置、または関係している人員

部隊の防護

我々はセキュリティー態勢の強化の確認はするが、具体的なことには言及しない。

ピースデポの会員 になって下さい。

会員には、『モニター』と『会報』が郵送されるほか、情報の利用にあたって優遇されます。(会員種別、会費、手続については、お問い合わせ下さい。『核兵器・核実験モニター』の購読のみも可能です。

宛名ラベルメッセージについて

- ・会員番号(6桁):会員の方に付いています。
- ・「(定)」:会員以外の定期購読者の方。
- ・「今号で誌代切れ、継続願います。」誌代切れ、継続願います。」:入会または定期購読(年6,000円)の更新をお願いします。
- ・メッセージなし:贈呈いたしますが、入会を歓迎します。

ピースデポ電子メールアドレス

事務局 <office@peacedepot.org>
梅林宏道 <CXJ15621@nifty.ne.jp>
川崎哲 <kawasaki@peacedepot.org>
中村桂子 <nakamura@peacedepot.org>

日誌

2001.9.20~10.5

米同時多発テロ関係は8ページ

(作成:吉澤庸子、中村桂子)

ABM=対弾道ミサイルシステム / DOD=米国防総省 / IAEA=国際原子力機関 / MD=ミサイル防衛 / NATO=北大西洋条約機構

9月21日 IAEA年次総会、核物質や核関連施設の管理強化の重要性を盛り込んだ決議を採択し閉幕。

9月21日 米上院、ブッシュ政権提案のMD開発予算を満額で認める修正案、全会一致で承認。

9月22日 米政府、98年の核実験に伴う対印パ制裁を解除。

9月26日 DOD、14回目の未臨界実験「オーボエ8」を実施(本誌参照)。

9月29日 米國務次官、口外務次官と会談。アフガン情勢への米日協力とABM制限条約の改廃問題を協議。

10月1日 米国防長官、「四年期国防見直し」(QDR)を議会に提出。「非対称の脅威」への対応、米本土防衛と特殊部隊強化を最優先。二正面戦略見直し明記。

10月2日 米上院、MD開発費83億ドルを含む総額3,430億ドルの02年会計年度国防予算案を全会一致で承認。テロ対策費に60億ドル。

10月2日 NATO、テロ対策措置について集団的自衛権を正式発動。

10月4日 ロシア民間機が空中爆発、墜落。ウクライナ軍の対空ミサイルの誤射か。

10月5日 日本政府、テロ対策特措法案と自衛隊法改正案を国会に提出(本誌参照)。

沖縄

9月21日 外務省、原潜出入港情報を報道機関に伝達しないよう自治体に要請。

9月25日 米海兵隊司令部、対テロ訓練の一部の沖縄からグアムへの移転を空軍に要求したと発表。

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

秋山祐子(ピースデポ)、川崎哲(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、青柳絢子、黒崎輝、津留佐和子、前田哲男、吉澤庸子、梅林宏道

以下のアピールは、広島、長崎の市民団体が、他の団体・個人に米大統領あてに送るよう呼びかけているものです。

アメリカ合衆国大統領 ジョージ・ブッシュ様

広島・長崎からのアピール

核兵器使用を含む軍事的報復でなく法と理性による解決を

このたびアメリカを襲った凶暴な同時テロは、いかなる理由があろうと決して許されることではありません。私たちは数千名にのぼる犠牲者の方々に心から哀悼の意を表し、すべての関係者の皆様にお見舞いを申し上げます。私たちはこのような暴挙と惨劇の再発を阻止する平和的方法を早急に考え出さねばなりません。

ところが、貴国は、テロ撲滅と称して国際法で禁止されている報復戦争をしようとしており、すでに在日米軍を始め数十万の大部隊をインド洋から中東に派兵しています。しかも、貴国は、国家的テロにほかならない核兵器使用の可能性も否定していません。これは、広島・長崎で地獄の体験をした私たちには絶対に容認できないことです。そうした軍事的報復が多数の無実の市民を巻き添えにし、新たな憎悪や怨念を生み、ついには核ジャックや核施設への攻撃など、暴力の果てしない連鎖を呼び起こすことは明かだからです。

目標は、テロの歴史的社会的要因を冷静に追究し、法と理性にもとづく平和的対話と説得、そして国際的司法制度を通じた法的解決にあります。

最後に私たちは、第56回国連総会において、貴国が昨年のNPT再検討会議や国連総会で確認された核不拡散・核廃絶への明確な約束とCTBTの早期批准を即刻実行に移されるよう強く要望します。特に、新たな核軍拡競争を誘発し、宇宙戦争にまでつながりかねないミサイル防衛構想は直ちに中止すべきです。

人類最初の核による攻撃を受けた被爆都市ヒロシマ・ナガサキからのアピールにぜひ耳を傾けてください。

送り先:

アメリカ合衆国大統領 ジョージ・ブッシュ様

〒107-8420 東京都港区赤坂1-10-5 在日アメリカ大使館気付

FAX:03-3505-1862

呼びかけ団体:

核兵器廃絶をめざすヒロシマの会

(共同代表)岡本三夫、河合護郎、森瀧春子(顧問)平岡敬、庄野直美

(事務局)広島市中区上八丁堀8-23 広島県生協連内

TEL082-502-3850岡村、FAX082-502-3860、E-Mail:nnw21@egroups.co.jp

核兵器廃絶ナガサキ市民会議

(共同代表)上田喜志子、鎌田定夫、上谷繁之、下平作江、土山秀夫、朝長万左男、中崎幸夫、原章夫、藤原辰雄、舟越耿一、升本由美子、山口仙二

(事務局)長崎市目覚町25-5 長崎平和研究所内

TEL&FAX:095-848-6037、E-Mail:nagasaki-heiwa@nifty.com

9月25日 沖縄県勝連町と県水産中央会、県、外務省の方針に沿って、原潜寄港情報の当面非公表を決定。

9月27日 小泉首相、所信表明演説で沖縄の振興開発推進を強調、基地負担軽減へ努力の継続を表明。

9月27日 下地衆議院議員(自民)国土交通省佐藤副大臣に、沖縄観光へのテロの影響懸念で対策要望。

9月27日 稲嶺知事、米国の臨前核実験実施への抗議文を発表。

9月27日 土地連の屋良会長、県牧野副知事に軍転法10年延長の政府・与党への要請を申し入れ。

9月28日 県議会9月定例会、代表質問開始。

10月1日 知事、県議9月定例会代表質問で地位協定改定に超党派による取り組みが不可欠と表明。

10月1日 米国防省により公表の四年期国防見直しで、沖縄基地堅持の方針が明らかに。

10月2日 米軍、在沖米海兵隊基地内勤務の日本人警備員に射撃訓練を実施と判明。

ピースデポよりお知らせ

<http://www.peacedepot.org/>

HPIリニューアル!!

今号の略語

ABM = 対弾道ミサイルシステム

AWACS = 空中指揮管制機

CTBT = 包括的核実験禁止条約

DOE = 米エネルギー省

FMCT = カットオフ条約

IAEA = 国際原子力機関

ICC = 国際刑事裁判所

NPT = 核不拡散条約

ROE = 交戦規則、部隊行動基準

PKO = 平和維持組織